

新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組等について (6月10日～9月21日)

6月以降の主な取組等について報告する。

1 児童・生徒・教員の感染状況

(1) 感染者数

	2年度	3年度 (9/7 現在)
小学生	83名	197名
中学生	30名	102名
教員 (常勤)	13名	21名

(2) 感染傾向

ア 感染者数は、7月中旬以降、急速に増加した。

イ 感染経路は、これまで家庭内感染が主であったが、夏季休業中の特徴として、家族・親族との会食等による感染や、部活動や校外での活動等による感染が報告されている。

(3) 臨時休業の対応(区立中学校)

9月2日：生徒(1名)の陽性が判明。

5日：生徒(2名)の陽性が判明。

6日：同じ学級から3名の陽性者が判明したことから、当該学級を閉鎖し、保健所による学校調査を実施。その結果、すでに検査を受けている生徒を除く生徒(23名)、教員(1名)にPCR検査を実施することとなったため、7日も当該学級の閉鎖を継続。

7日：新たに生徒(2名)の陽性が判明し、計5名の生徒の陽性者が判明したことから、8日も当該学級の閉鎖を継続。

9日：学校内に濃厚接触者はいないことから、3日間の学級閉鎖を解除し学級運営を再開。

2 緊急事態宣言延長に伴う感染症対策等について

(1) 緊急事態宣言延長に伴う感染症対策について(8月24日付け区通知)

ア 「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン(令和3年度)」の遵守・徹底

(ア) 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(イ) 校外学習等の公共交通機関を利用する校外での活動は、中止・延期とする。

(ウ) 部活動については、制限しての実施又は中止とする。また、対外試合や合同部活等については中止とする。

(エ) 幼保小・小中連携活動、副籍交流等の子ども同士がかかわる活動は、中止・延期とする。

(オ) 学校公開、保護者会、個人面談、PTA活動は、制限をして実施又は中止・延期とする。

(2) 感染症対策の一層の徹底、強化について(8月27日付け区通知)

ア 学校におけるオンラインを活用した取組の推進

(ア) 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒に対して、学びを継続するとともに、学校とつながりをもつことができる連絡体制の構築に努める。

(イ) Microsoft Teams 及び Microsoft Forms を活用した「オンラインによる授業配信」、「オンラインホームルーム」及び「保護者からの欠席・遅刻連絡の受理」が実施できる体制作りを進める。

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への指導

(ア) 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。

(イ) 児童・生徒や保護者等が、いじめや偏見等に悩んでいる場合には、学校や相談窓口にご相談するよう、適宜周知する。

3 東京 2020 パラリンピック競技大会の学校観戦状況について

(1) 参加状況

開催日	時間	会場	種目	学校数	児童・生徒数	引率者数	計
8/28(土)	午前	武蔵野の森総合	車いすバスケット	12校	392名	58名	450名
	午後	スポーツプラザ	ボール	10校	407名	59名	466名
8/29(日)	午前	武蔵野の森総合	車いすバスケット	11校	445名	69名	514名
	午後	スポーツプラザ	ボール	9校	426名	54名	480名
8/31(火)	午前	有明体操競技場	ボッチャ	1校	46名	17名	63名
9/3(金)	午前	国立代々木競技場	バドミントン	1校	10名	5名	15名
9/4(土)	午後	有明アリーナ	車いすバスケット ボール	1校	9名	8名	17名

合計	45校	1735名	270名	2005名
----	-----	-------	------	-------

※学校数については、延べ数

(2) 主な安全対策

ア 感染拡大を予防する安全対策

- (ア) 児童・生徒及び引率者全員に PCR 検査を実施
- (イ) 区が用意した専用バスで学校と会場間を送迎

イ 会場における安全対策

- (ア) 感染予防対策の徹底（マスク着用、手指消毒、検温）
- (イ) トイレ等、会場動線における密集の回避
- (ウ) 間隔を保った座席配置
- (エ) 声をあげての応援禁止

ウ その他の安全対策

- (ア) 熱中症の危険性を考慮し、観戦する全種目を室内会場に変更
- (イ) 引率者マニュアルの作成とその徹底

4 2学期以降に感染者等が発生した場合の対応について（9月1日付け区通知）

(1) 学校の初動対応の徹底について

ア 児童・生徒及び教職員に初期症状がある場合

- (ア) 自宅で休養し、医療機関を受診するよう促す。
- (イ) 登校、出勤後に症状が出現した場合は、帰宅させ、医療機関を受診するよう促す。

イ 児童・生徒及び教職員が医療機関を受診し、検査で「陽性」と判明した場合

- (ア) 状況を聞き取り、教育委員会へ連絡したうえで、保健所の聞き取り調査に協力する。
- (イ) 児童・生徒は「出席停止」の措置を取り、教職員は「事故欠勤」等、出勤させない扱いとする。

ウ 濃厚接触者の特定

- (ア) 児童・生徒及び教職員については、これまで通り、保健所が本人と学校への聞き取り調査により濃厚接触者を特定する。

(2) その他

9月上旬以降、国から「抗原簡易キット」が学校に配布されるが、今後、校内の実施体制の整備や運用方法について検討していく。